

議案第9号

白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白岡市国民健康保険条例（昭和34年白岡町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「出産育児一時金」を「、出産育児一時金」に、「42万円」を「48万8,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和5年2月16日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。